

最高裁判所(第二小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 違憲な裁決の無効確認請求上告受理事件

国側当事者・国

令和4年12月23日不受理・確定

(控訴審・大阪高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年8月3日判決、本資料272号・順号13743)

(第一審・神戸地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年12月23日判決、本資料271号-149・順号13651)

決 定

申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
同指定代理人	入江 純一

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和4年12月23日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 草野 耕一

裁判官 三浦 守

裁判官 岡村 和美

裁判官 尾島 明